

届出施設基準に関する事項（九州厚生局）

2026年9月1日現在

基本診療料

電子的診療情報連携体制整備加算3	精神科身体合併症管理加算
精神病棟入院基本料（15対1）	依存症入院医療管理加算
診療録管理体制加算2	精神科慢性身体合併症管理加算
看護配置加算	感染対策向上加算3
看護補助加算1	精神科救急搬送患者地域連携受入加算
療養環境加算	地域支援・医薬品供給対応体制加算1
精神科地域移行実施加算	データ提出加算 1・3 口
継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準	

特掲診療料

二次性骨折予防継続管理料3	精神科ショートケア（小規模なもの）
こころの連携指導料（Ⅱ）	精神科デイケア（小規模なもの）
薬剤管理指導料	精神科デイナイトケア
CT撮影及びMRI撮影	医療保護入院等診療料
療養生活継続支援加算	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
心理支援加算	入院ベースアップ評価料
精神科作業療法	

入院時食事療養（Ⅰ）

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士が管理する食事を適時（夕食については午後6時以降）適温で提供し十分な栄養指導を行っています